

いわて県民情報交流センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第54号

いわて県民情報交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

いわて県民情報交流センター条例施行規則（平成18年岩手県規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区分		単位	利用料金の上限額（1回につき）	区分		単位	利用料金の上限額（1回につき）
附属の設備	[略]			附属の設備	[略]		
	ホール以外の施設	[略]			ホール以外の施設	[略]	
		<u>会議室810</u>	[略]			<u>研修室810</u>	[略]
		<u>会議室811</u>	[略]			<u>研修室811</u>	[略]
	[略]				[略]		
[略]			[略]				
[略]				[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。